

日本国憲法成立の過程（参考：[国立国会図書館——日本国憲法の誕生](#)他）

Copyright©2003-2004 National Diet Library All Rights Reserved.

1, 敗戦前～占領開始(1943年12月～1945年9月2日)

連合国

1943年12月1日、米英中が対日方針を協議、「[カイロ宣言](#)」を発表。（日本の無条件降伏、植民地の中国への返還、朝鮮独立など）

1945年2月11日、米英ソ、「[ヤルタ協定](#)」。（ドイツ降伏後90日以内にソ連対日参戦など）

1945年7月26日、米英中が「[ポツダム宣言](#)」を発表。（8月8日、ソ連も加わる）



8月30日、連合国最高司令官のマッカーサーが厚木に到着。

米国

1944年12月、米国で戦後の占領政策について意見調整を図るために、「国務・陸・海軍3省調整委員会（SWNCC）」設置

5月8日 トルーマン、日本に対し無条件降伏を勧告。



日本政府

1945年2月、近衛文麿が国体護持と革命阻止を目的として天皇に米英との早期和平を主張（近衛上奏文）。天皇は「もう一度、戦果を挙げてからでないとなかなか話は難しいと思う」と否定。

3月～8月 東京、大阪などへの大空襲

3月～6月 沖縄戦

7月、ポツダム宣言を黙殺

8月6日・9日 原爆投下

8月9日 ソ連の参戦

8月14日、ポツダム宣言受諾

8月15日、終戦の詔書を放送（玉音放送）

9月2日、東京湾の米戦艦ミズーリで重光葵らが降伏文書に調印。

2, 東久邇宮内閣(1945 年 8 月 17 日～ 1945 年 10 月 5 日)

連合国・米国

9 月 27 日、マッカーサー、天皇と会談。写真の掲載を
発禁とした政府の処分を取り消させる。

10 月 2 日、GHQ が東京に設置される。
10 月 4 日、GHQ が「自由の指令」を出す。
自由の指令：反体制的な思想や言動を厳しく取
り締まっていた日本政府に対し、自由を抑圧す
る制度を廃止するよう命じた指令。この指令は、
思想、信仰、集会及び言論の自由を制限してい
たあらゆる法令の廃止、内務大臣・特高警察職
員ら約 4,000 名の罷免・解雇、政治犯の即時釈放、
特高の廃止などを命じた。

日本政府

第 43 代 東久邇宮内閣 1945 年 8 月 17 日成立
内閣総理大臣：東久邇宮稔彦
外務大臣：重光葵 吉田茂（45 年 9 月 17 日-）
国务大臣：近衛文麿

「自由の指令」を実行できないとして 10 月 5 日に総辞職
内閣自体は憲法問題に関心がなかったが、一部では憲法改正の動き

内閣 法制局	入江俊郎・終戦ト憲法ほか	1945年9月18日 ～10月23日
外務省 関係	宮沢俊義・ポツダム宣言ニ基ク憲法、同付属法令改正要点 外務省政務局第一課・自主的即決的施策ノ緊急樹立ニ関スル件(試案) 田付景一・帝国憲法改正問題試案 [外務省条約局]・憲法改正大綱案	1945年9月28日 1945年10月9日 1945年10月11日 1945年10月11日
その他	矢部貞治・憲法改正法案（中間報告）	1945年10月3日

* 入江らの案では、天皇の権限の縮小やワイマール憲法などを参考とした人権の拡張がすでに意識されていた。

第十一条（統帥大権）ヲ削除スルコト（入江俊郎「終戦ト憲法」より）

第十四条（戒厳大権）ヲ削除スルコト（入江俊郎「終戦ト憲法」より）

○公民トシテ男女平等ノ原則ヲ掲グルコトモ考ヘラル（井手稿（秘）（1945 年 10 月 22 日）より）

3, 幣原内閣における「憲法調査委員会」の設置（1945 年 10 月）と近衛文麿の動き

10 月 4 日、マッカーサー、近衛文麿と会談。
憲法改正への示唆を与える。



近衛文麿、内大臣府（内閣とは別に宮中に設置された天皇を補佐する宮中の官職）として、憲法改正の調査に乗り出す。

10 月 11 日、マッカーサー、幣原首相
に「憲法の自由主義化」を示唆。



第 44 代 幣原内閣 1945 年 10 月 9 日成立
内閣総理大臣：幣原喜重郎
外務大臣：吉田茂
厚生大臣：芦田均
国務大臣：松本烝治
法制局長官：入江俊郎（46 年 3 月 19 日-）

自由の指令に基づき
共産党員など政治犯
約 3,000 人を釈放、
治安維持法など 15
の法律・法令を廃止

10 月 25 日、「**憲法調査委員会**」
（松本委員会）の設置

憲法問題調査委員会委員一覧
委員長 松本烝治 国務大臣・元東大教授
顧問 清水澄 枢密院副議長・帝国学士院会員
美濃部達吉 帝国学士院会員・元東大教授
野村淳治 元東大教授
委員 宮沢俊義 東大教授
清宮四郎 東北大教授
河村又介 九大教授
石黒武重 枢密院書記官長
檜橋渡 法制局長官
入江俊郎 法制局第1部長
佐藤達夫 法制局第2部長
補助員 刑部荘 東大教授 佐藤功 東大講師

11月1日、GHQ、近衛の憲法調査に関知しない旨を発表。



近衛は憲法調査を続け、11月22日、報告書を天皇に奉答。

12月6日、GHQ、近衛ら9名を戦犯容疑で逮捕指令。



12月16日、近衛、服毒自殺。

内大臣府	近衛文麿・帝国憲法ノ改正ニ関シ考查シテ得タル結果ノ要綱 近衛公の憲法改正草案 『毎日新聞』記事 佐々木惣一・帝国憲法改正ノ必要	1945年11月22日 1945年12月21日 1945年11月23日
------	---	---

近衛文麿の「[帝国憲法ノ改正ニ関シ考查シテ得タル結果ノ要綱](#)」について

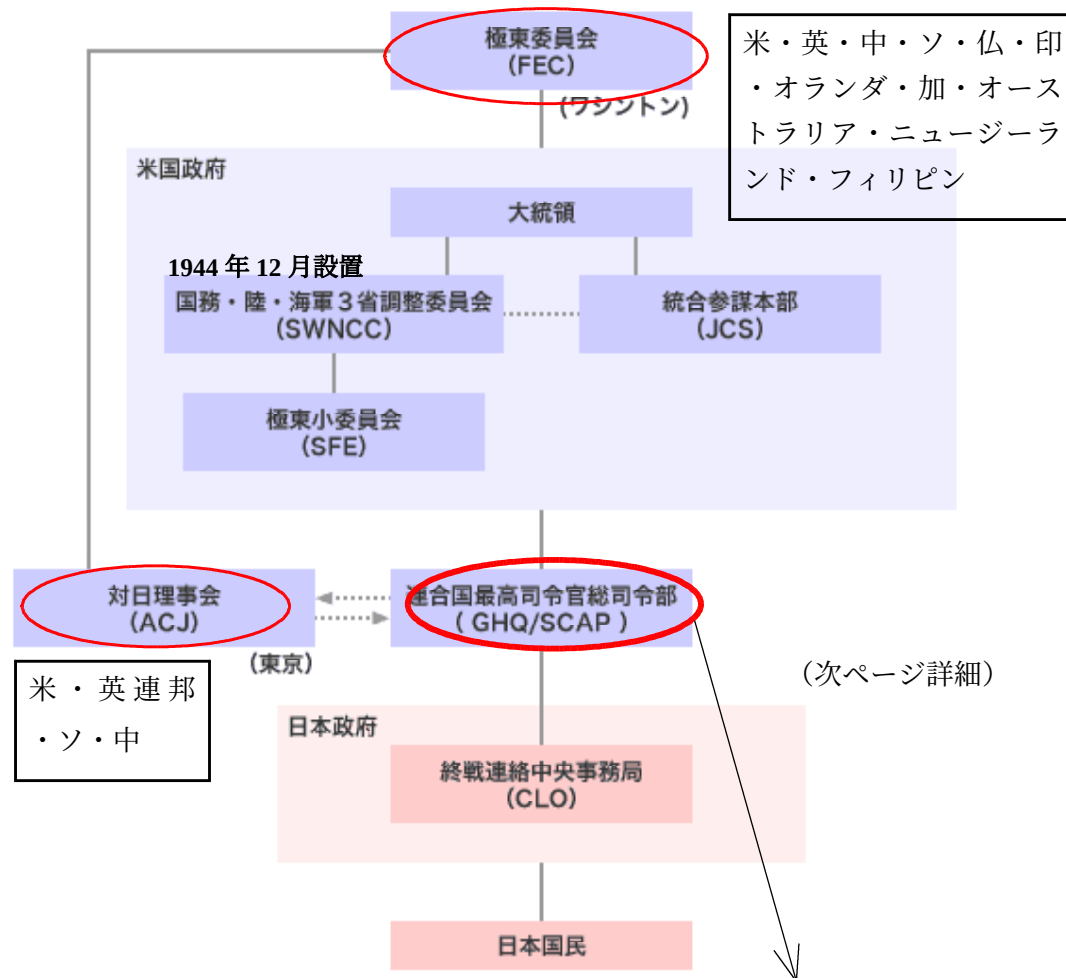
幣原内閣の「憲法問題調査委員会」が、帝国憲法の改正の必要があるかどうかを調査し、なければ改正しないという消極的な立場であったのに対し、近衛は「帝国憲法改正ノ必要ノ有無」として「[我国今回ノ敗戦ニ鑑ミ国家将来ノ建設ニ資スルガ為ニ帝国憲法改正ヲナスノ要アリ、単ニソノ解釈運用ノミニ頼ルベカラズ](#)」、つまり、憲法改正の必要があり、その解釈運用のみに頼ってはいけないと明確に述べている。

その改正の要点としては、まず、「一、[天皇統治権ヲ行フハ万民ノ翼賛ニ依ル旨ヲ特ニ明ニス](#)」つまり、天皇の統治権は全国民の支持に依拠するということを明記しなければならないという点を上げている。人権については、現行帝国憲法のように法律の範囲内でのみ行動の自由を有するという印象を払拭しなければならないと述べ、さらに特筆すべきは、「[外国人モ本則トシテ日本臣民ト同様ノ取扱ヲ受クルモノナルコトヲ特ニ明記ス](#)」と、外国人も日本人と同じ権利を認めるべきだという考えを打ち出している。

これらの点については、「[憲法問題調査委員会](#)」での議論（1945年12月22日提出）の中でことごとく「妥当ならず」と否定されている。

4, 極東委員会の設置 (1945 年 12 月設置決定 1946 年 2 月 26 日活動開始)

占領管理機構関係図



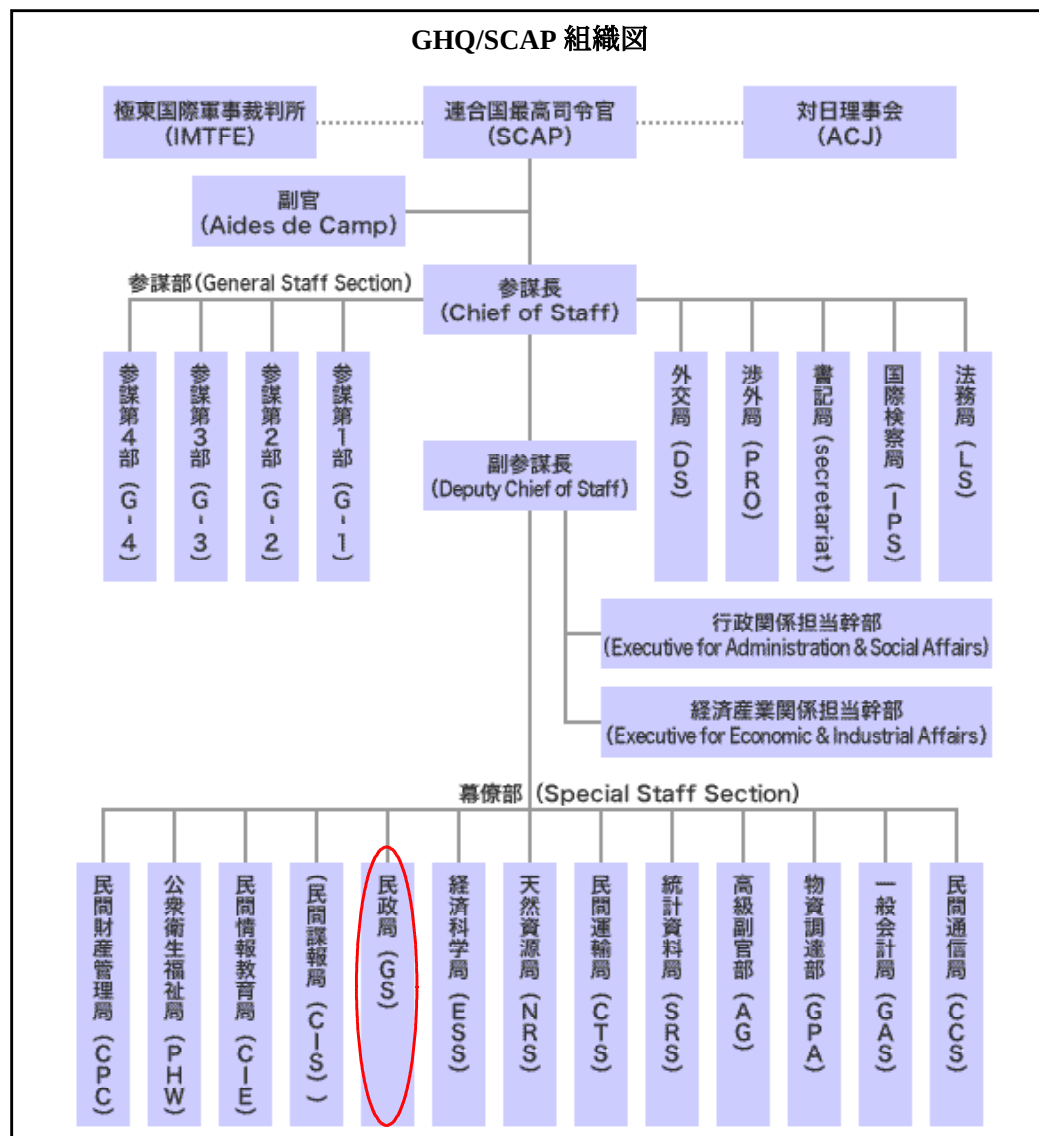
極東委員会 (FEC) : 日本占領管理に関する連合国の最高政策決定機関。本部はワシントン。

対日理事会 (ACJ) : 極東委員会の出先機関として東京に設置。

両機関とも 1945 年 12 月の米・英・ソ 3 国外相会議で設置が決定。(1952 年 4 月 28 日、サンフランシスコ講和条約発効と共に消滅。)

12 月 16 日からモスクワで始まった米英ソ 3 国外相会議で、極東委員会 (FEC) を設置することが合意された。その結果、対日占領管理方式が大幅に変更され、同委員会が活動を始める翌年 2 月 26 日から、憲法改正に関する GHQ の権限は、一定の制約のもとに置かれることが明らかになった。

極東委員会の設置が決定されたことで、米政府は憲法改正問題に関する指令権を失うこととなった。



連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）：戦後日本の占領行政を担った連合国の機関。

1945 年 8 月 14 日、アメリカ太平洋陸軍総司令官のマッカーサーが連合国最高司令官（SCAP）に就任。

10 月 2 日、総司令部（GHQ）が東京に設置される。占領方式は、GHQ/SCAP の指令を日本政府が実施する間接統治のかたちが採られた。（マッカーサーは 1951 年 4 月 11 日にトルーマン大統領によって解任。1952 年 4 月 28 日、サンフランシスコ講和条約の発効とともに組織は活動を停止した。）

民政局（GS）：日本の民主化政策を担った GHQ の中枢部局。1945 年 10 月 2 日に設置。おもに公職追放、憲法改正、公務員制度改革、選挙制度改革、地方自治等を担当。特に憲法改正では、民政局内に、立法、行政、人権等の分野ごとに条文起草の委員会を組織。GHQ 草案の作成にあたった局長ホイットニー准将は積極的に民主化政策を推し進め、諜報・検閲などを担当した参謀第 2 部（G-2）とはしばしば対立した。

5、様々な憲法草案の作成と発表（1945 年 11 月～ 1946 年 2 月～ 6 月）――諸政党、民間グループ、個人、憲法問題調査委員会

1945 年 11 月から翌 2 月（一部は 6 月）にかけて、様々な政党、民間グループ、個人が新憲法の草案を発表した。

ラウエルを中心とする民政局はこれらに関心を示し、1946 年 1 月 11 日、民間グループの憲法研究会の「憲法草案要綱」について「民主主義的で、賛成できる」とし、国民主権主義や国民投票制度などの規定については「いちじるしく自由主義的」と評価した。（1959 年にこの[ラウエルの文書](#)の存在が明らかになった。）

政党	日本共産党・新憲法の骨子 日本自由党・憲法改正要綱 日本進歩党・憲法改正要綱 日本社会党・憲法改正要綱 日本共産党・日本人民共和国憲法（草案）	1945年11月11日 1946年1月21日 1946年2月14日 1946年2月24日 1946年6月29日
民間グループ	憲法研究会・憲法草案要綱 憲法懇談会・日本国憲法草案 大日本弁護士会連合会憲法改正案 東京帝国大学憲法研究委員会報告書	1945年12月26日 1946年3月5日 1946年1月21日 1946年[春]
個人	高野岩三郎・日本共和国憲法私案要綱 高野岩三郎・改正憲法私案要綱 『新生』 清瀬一郎・憲法改正条項私見 『法律新報』 布施辰治・憲法改正（私案） 稲田正次・憲法改正私案 里見岸雄・大日本帝国憲法改正案私擬	1945年11～12月 1946年2月号 1945年12月号 1945年12月 1945年12月24日 1946年1月28日

＊[各政党の憲法改正諸案](#)

＊[布施辰治「憲法改正（私案）」](#)

1946 年 1 月 1 日、昭和天皇が「[人間宣言](#)」。

憲法草案要綱 憲法研究會案

高野岩三郎、馬場恒吾、杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄、室伏高信、鈴木安蔵の 7 人、特にこのメンバーの唯一の憲法学者である鈴木安蔵が中心となって作成した憲法草案。

「根本原則（統治権）」で国民主権を示し、天皇については国政をおこなわず、「国家的儀礼を司る」と規定。

「国民権利義務」では、自由権に加えて、「国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス」や、休息権、八時間労働、労働が不能になった時の生活の保障などの社会権をも規定。

公私とも完全に男女平等の権利、民族・人種による差別の禁止なども盛り込まれている。

「議会」では、議会が国民投票によって解散できるという規定を設けている。

「経済」では、寄生的土地所有と封建的小作料の禁止が規定されている。また、精神的労作者、作者、発明家、芸術家の権利の保護もうたわれている。労働者その他一切の勤労者の労働条件改善の為の結社と運動の自由を保障すべきであるとし、これを制限・妨害する法令・契約・処置は総て禁止すると規定している。

高野岩三郎「日本共和国憲法私案要綱」（1945 年 11 月 21 日）

高野岩三郎は、憲法研究会の案では、天皇制の存続が決定されたことで、天皇制を廃止し、大統領を元首とする共和制を採用することを根本原則とする私案を発表した。そこでは、「明治初期における民権論の興隆、これに対する藩閥政府の対策、国会開設の誓約、憲法の制定、その後における軍閥の一貫した組織的陰謀、最近に至るまでの民衆の奴隷化、今が憲法の改正の絶好の機会」と主張している。

「第一章 主権及び元首」では「日本国ノ主権ハ日本国民ニ属スル」と国民主権を明確にしている。

「第二章 国民ノ権利義務」では、「休養ノ権利（労働不能トナレル勤労者ノ休養、妊婦産婦ノ保護等ヲ含ム）」をも規定している。

「第五章 経済及労働」では土地の国有、公益上必要な生産手段の漸次国有化、八時間労働（実労働時間六時間）の規定を盛り込んでいる。

「第六章 文化及科学」では、教育や文化の享受は男女の間に差異を設けてはならないと規定している。

憲法問題調査委員会	美濃部達吉・調査会資料	1945年11月14日
	憲法問題調査委員会第一回乃至第四回総会並びに第一回乃至第六回調査会に於て表明せられたる諸意見	1945年12月22日
	入江俊郎・大日本帝国憲法改正試案	1946年1月
	美濃部達吉・美濃部顧問私案	1945年12月22日
	宮沢俊義・大日本帝国憲法改正案	1945年12月22日
	清宮四郎・大日本帝国憲法改正試案	1945年12月22日
	河村又介・大日本帝国憲法改正試案	1946年1月
	小林次郎・大日本帝国憲法改正私案	1945年12月22日
	大池真・帝国憲法改正私案	1945年12月22日
	中村建城・帝国憲法中会計関係規定改正案	1945年12月17日
	古井喜実・憲法改正綱領（未完稿）	1945年12月22日
	奥野健一・憲法第61条改正案	1945年12月22日
	佐藤達夫・憲法改正試草及び追加一	1946年1月3日
	野村淳治・憲法改正に関する意見書	1945年12月26日
	宮沢俊義・甲案	1946年1月4日
	宮沢俊義・乙案	1946年1月4日
	松本烝治・憲法改正私案－原稿	1946年1月4日
	松本烝治・憲法改正私案－謄写版	1946年1月4日
	憲法問題調査委員会・憲法改正要綱（甲案）	1946年1月26日
	憲法問題調査委員会・憲法改正案（乙案）	1946年2月2日
	憲法問題調査委員会試案 『毎日新聞』記事	1946年2月1日
	憲法問題調査委員会・憲法改正要綱	1946年2月8日

憲法問題調査委員会試案

（2月1日『毎日新聞』記事より）

第一章 天皇

第一条 日本国は君主国とす

第二条 天皇は君主にして此の憲法の条規に依り統治権を行ふ

第三条 皇位は皇室典範の定むる所に依り万世一系の皇男子孫之を継承す

第四条 天皇は其の行為に附責に任ずることなし

（以下略）

GHQ は日本政府による自主的な憲法改正作業に見切りをつけ、独自の草案作成に踏み切る。



2月1日、毎日新聞が、憲法問題調査委員会の試案をスクープ。「政府の憲法改正試案は一般的にいへば相当の進歩案に違ひない。しかし憲法の中核ともいふべき天皇の統治権については、現行憲法と全然同じ建前をとつてゐる。…」(毎日新聞社説)

6、GHQ 草案の作成と日本政府の対応（1946 年 2 月 3 日～3 月 6 日）

運営委員会	C.L. ケーディス陸軍大佐 A.R. ハッシー海軍中佐 M.E. ラウエル陸軍中佐 R. エラマン
立法権に関する委員会	F.E. ヘイズ陸軍中佐 G.J. スウォープ海軍中佐 O. ホージ海軍中尉 G. ノーマン
行政権に関する委員会	C.H. ピーク J.I. ミラー M.J. エスマン陸軍中尉
人権に関する委員会	P.K. ロウスト陸軍中佐 H.E. ワイルズ B. シロタ
司法権に関する委員会	M.E. ラウエル陸軍中佐 A.R. ハッシー海軍中佐 M. ストーン
地方行政に関する委員会	C.G. ティルトン陸軍少佐 R.L. マルコム海軍少佐 P.O. キーニ
財政に関する委員会	F. リゾー陸軍大尉
天皇・条約・授権規定に関する委員会	J.A. ネルソン陸軍中尉 R.A. プール海軍少尉
前文	A.R. ハッシー海軍中佐
秘書	S. ヘイズ E. ファーガスン
通訳	J. ゴードン中尉 I. ハースコウィッツ中尉

2 月 3 日、マッカーサーは、憲法改正の必須要件（[マッカーサー三原則](#)）をホイットニーに示す。

2 月 4 日、民政局（GS）内に作業班設置、GHQ 草案の起草作業開始。

日本政府に政府案の提出を要求。

2月13日、松本の「要項」を拒否。その場でGHQ草案を手渡す。

3 月 4 日、提出された「3 月 2 日案」について協議。

2 月 8 日、憲法問題調査委員会の松本 烝治委員長、「[憲法改正要綱](#)」「憲法改正案ノ大要ノ説明」等を GHQ に提出。

第一章 天皇

一 第三条ニ「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」トアルヲ「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」ト改ムルコト
(以下略)

2 月 22 日の閣議で GHQ 案に沿う憲法改正の方針を決め、日本政府案の作成に着手。[「3 月 2 日案」](#)作成。

3 月 4 日、GHQ に提出。協議を経て「3 月 5 日案」作成。

3 月 6 日、「3 月 5 日案」に基づく「憲法改正草案要綱」を発表。

GHQ草案 (1946年2月13日) より抜粋

第一章 皇帝

第一条 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主権意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス

第二章 戦争ノ廃棄

第八条 国民ノ一主権トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廃棄ス

陸軍、海軍、空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ権利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ

第三章 人民ノ権利及義務

第十二条 日本国ノ封建制度ハ終止スヘシ一切ノ日本人ハ其ノ人類タルコトニ依リ個人トシテ尊敬セラルヘシ一般ノ福祉ノ限度内ニ於テ生命、自由及幸福探求ニ対スル其ノ権利ハ一切ノ法律及一切ノ政治的ノ行為ノ至上考慮タルヘシ

第十三条 一切ノ自然人ハ法律上平等ナリ政治的、経済的又ハ社会的ノ関係ニ於テ人種、信条、性別、社会的ノ身分、階級又ハ国籍起源ノ如何ニ依リ如何ナル差別的待遇モ許容又ハ黙認セラルルコト無カルヘシ

第十六条 外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス

第二十三条 家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威厳及両性ノ本質ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ (ベアテ案)

日本國憲法 (三月五日案)

第一章 天皇

第一条 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国ノ象徴及日本国民統合ノ標章タルベシ。

「憲法改正草案要綱」(3月6日発表)

第一 天皇

第一 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト

7、帝国議会での審議（1946年4月17日～1948年10月29日）

憲法改正問題をめぐるマッカーサーと極東委員会の対立

3月6日、「憲法改正草案要綱」は「日本政府案」として発表されたが、GHQが深く関与したことが明白であったため、日本の憲法改正に関する権限を有する極東委員会を強く刺激。国務省は、憲法はその施行前に極東委員会に提出されると弁明。

極東委員会はマッカーサーに対し、「日本国民が憲法草案について考える時間がほとんどない」という理由で、4月10日に予定された総選挙の延期を求めたが、マッカーサーはこれらの要求を拒否し、極東委員会の介入を極力排除しようとした。

5月13日、極東委員会が「新憲法採択の諸原則」決定。

7月2日、極東委員会が「[日本の新憲法についての基本原則](#)」決定。

9月21日、いわゆる「芦田修正」により、第9条第2項に「前項の目的を達するため」という語句が加えられていたことに極東委員会が注目し、中国代表が、「前項の目的」以外、たとえば「自衛という口実」で、実質的に軍隊をもつ可能性があると指摘。

[9月25日、同委員会は文民条項の規定を改めて要求](#)。憲法第66条第2項として文民条項追加。

4月17日、日本政府がひらがな口語体の「[憲法改正草案](#)」を発表。

4月22日、幣原内閣総辞職。

5月22日、[第1次吉田茂内閣](#)が成立。

6月8日、「憲法改正草案」は、枢密院本会議において美濃部達吉顧問官をのぞく賛成多数で可決。

6月20日、第90回帝国議会に改正案提出。

極東委員会の方針に沿ったGHQの働きかけで、主権在民、普通選挙制度、文民条項を明文化。

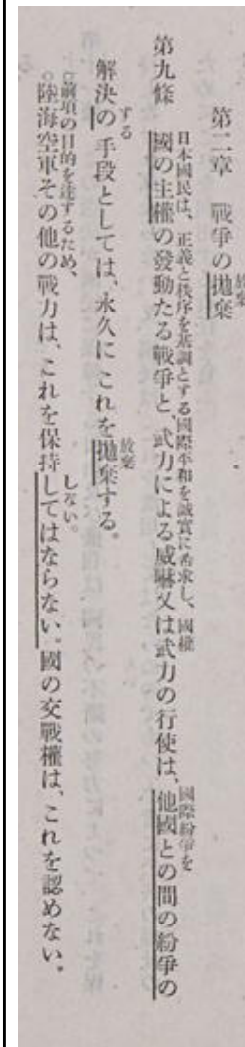
帝国議会での議論を通じて、生存権規定が追加（第25条）、無償教育の延長（初等教育のみ→中等教育含む）が規定される。

10月29日、枢密院本会議で可決。

憲法審議の経過



「芦田修正」



←いわゆる「芦田修正」

新憲法作成に当たり、芦田均は衆議院小委員会において、第9条第2項に「前項の目的を達するため」という言葉を挿入することで、「前項の目的」以外なら戦力の保持が可能であるという解釈に道を開いたと言われている。

しかし、古関彰一著『日本国憲法の誕生』によれば、小委員会における芦田の最初の修正案は、それまでの案の一項と二項を逆にしたもの——つまり一項で戦力不保持、二項で戦争放棄を定めるものであった。したがって、この時の芦田には「前項の目的」以外の戦力の保持というのは念頭になかったことがわかる。芦田以外の議員から一項と二項の順番を元に戻すよう提案があり、結局、左の文面(←)に決定された。

芦田が当初から再軍備を目的としてこの修正を加えたと表明したのは、1956年3月30日、「東京新聞」紙上のことであった。(自衛隊設立は1954年。憲法で禁じられた戦力にあたるという批判が巻き起こっていた。)

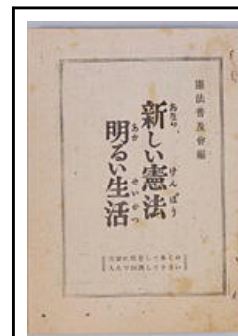
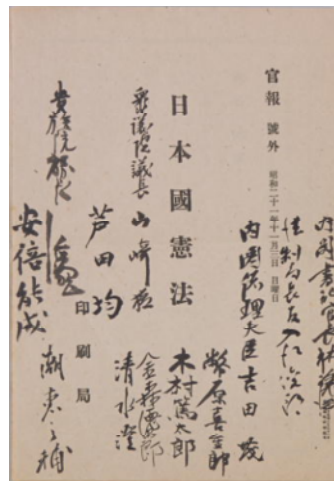
8、日本国憲法の誕生（1946 年 11 月 3 日～ 1947 年 5 月 3 日）

日本国憲法を公布した後、「憲法普及会」が組織され、新憲法の普及のために、一般向け、子ども向けなどさまざまな解説書が作成され、配布された。

12 月 20 日、ホイットニー民政局長は、木村篤太郎司法大臣に対し、不敬罪、大逆罪に関する規定を定めた刑法第 73 条から第 76 条までの条項を削除するよう指示を与えた。

民政司法務課長オプラーは調査を行い、米大統領及び英国王には日本の大逆罪に該当するような特別規定は存在しないと結論づけた。この調査結果を踏まえ、1947 年 2 月 25 日、マッカーサーは吉田宛書簡で、天皇や皇族への法的保護は、国民が受ける保護と同等であり、それ以上の保護を与えることは新憲法の理念に反する、と吉田の訴えを拒絶した。

11 月 3 日 日本国憲法を公布。



(画像をクリックしてください)

12 月 1 日 「憲法普及会」組織。



12 月 27 日付けのマッカーサー宛書簡で、吉田茂首相は 1) 天皇の身体への暴力は国家に対する破壊行為であること、2) 皇位継承に関わる皇族も同様に考えられること、3) 英国のような君主制の国においても同様の特別規定があること、を理由に大逆罪の存置を訴えた。

1947 年 5 月 3 日 日本国憲法を施行。

[大日本帝国憲法](#)（抜粋）

第1章 天皇

第1条大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第2条皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第3条天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第4条天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第7章 補則

第73条将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ

2 此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス

(画像をクリックしてください)

[日本国憲法](#)（抜粋）

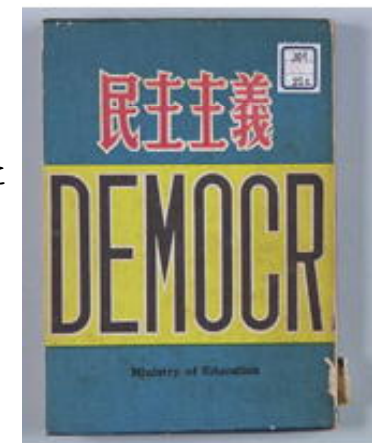
第1章 天皇

〔天皇の地位と主権在民〕

第1条天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

〔内閣の助言と承認及び責任〕

第3条天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。



第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第13条すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第24条婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第9章 改正

第96条この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

(画像をクリックしてください)

